

平成22年3月30日（改定）

2023年6月21日（改定）

2024年2月20日（改定）

グリーンプリンティングマーク（GPマーク）を 印刷製品に表示する場合の諸注意について —シール印刷製品—

一般社団法人日本印刷産業連合会
グリーンプリンティング認定事務局

シール印刷部門のGP認定工場が印刷製品にGPマークを表示する場合は、グリーンプリンティング製品認定規程に従うほか、本諸注意の内容を熟読の上、GPマーク表示を行うようお願い申し上げます。

1. グリーン基準「購入資材」への適合について

（1）全般

- ・印刷製品を構成する資材については、事前にその内容を十分に把握し、グリーン基準の各項目の内容に適合していることを確認して下さい。
- ・スリースター表示には、印刷製品を構成する資材全てが水準－1（水準が分かれていない場合はその基準）に適合している必要がありますのでご注意ください。
- ・基準に適合していることの証明となる書類を準備しておいて下さい（証明書である必要はありません。資材提供会社のホームページ、商品仕様書、商品カタログ文書として確認できるものであれば結構です。なお、口頭での確認は証明となる書類となりませんのでご注意ください）。リサイクル対応型シールの場合は、日印産連の「リサイクル対応型印刷資材データベース」で確認して下さい。
- ・その際、資材1点ごとそれぞれに書類を準備しておく必要はありません。よって、資材提供メーカーごと、または商品群で一括して証明を取っておく方法などがあります。

（2）粘着紙

- ・紙基材であるか、フィルムまたは合成紙基材であるかによって、基準が異なりますので十分注意して下さい。また、最終的に製品を納めたクライアント先での被着体の素材が何に当たるのか、十分に把握して下さい。

（3）インキ

- ・①人体に危害を及ぼさない物質については、NLマークの表示されたインキを使用して下さい。
- ・②P R T R指定化学物質については、必ずSDSを保管しておくようにして下さい。
- ・③VOC発生の抑制については、UVインキ（リサイクル対応型UVインキも含む）であれば、基準に適合しています。

- ・④古紙再生阻害要因の改善については、紙製の印刷物（古紙リサイクルが想定されるもの）が対象となります。UVインキの場合、水準－1はリサイクル対応型UVインキに限ります。

（４）表面加工材料

- ・表面加工を行う場合は、プレコートフィルムを使用することが適合条件になります。

2. デリバリー工程を他社に委託している場合の注意

- ・デリバリ工程（印刷製品の配送・納品）を他社に委託している場合、ツースター以上のG Pマークを表示するためには、委託先の運送会社が下記のいずれかを満たしている必要があります。
 - ✓ ISO 14001、エコアクション21、エコステージ等の環境マネジメントシステムの認証取得
 - ✓ グリーン経営認証の認証取得
 - ✓ 日産連グリーン基準の「納品」に示された各項目（アイドリングストップを実施していること、低公害車を50%以上導入していること、最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っていること）を満たしていること

3. G P認定工場の製造及びマーク表示について

（１）G Pマーク表示について

- ・印刷製品にG Pマークを表示する上において、全工程がG P工場である場合（ツースター）と、少なくとも印刷工程がG P工場である場合（ワンスター）とで、G Pマークの種類（星の数）が異なります。

（２）主管工場について

- ・G Pマークを表示する印刷製品において認定番号を表示する主管工場は、その製品の製造に関わる工場であるならばどの認定工場が行ってもかまいません。該当工場間で協議の上決定して下さい。
- ・主管工場は、G Pマーク下段への主管工場G P認定番号の表示、また表示したシール印刷製品の内容の管理と報告を行う義務があります。

（３）G Pマークの表示場所及び認定番号の表示について

- ・G Pマークの表示については、シール・ラベル製品単体をはじめ、シート・ロール状で納品する場合は、その余白にG Pマークを表示することができることとしています。
- ・認定番号を表示する際には、認定番号の頭に「P-」を入れて下さい。
- ・G Pマーク下段への認定番号の表示を行うことについて顧客に趣旨等の説明を行って下さい。顧客の強い意向により、どうしても認定番号の表示ができない場合に限り、認定番号の非表示を認めます。
- ・主管工場以外のその製品の製造に関わる認定工場の認定番号を複数併記することも可能です。顧客と相談の上、複数併記するか決定してください。

4. GPマーク表示のシール印刷製品の管理と報告について

(1) 様式1による管理について

- ・主管工場としてGPマークを表示した印刷製品の内容について、様式1に基づき管理を行って下さい。本様式の内容を満たしていれば帳票のレイアウトは自由といたしますが、GP認定事務局から提示を求める場合がありますので、一つの表（エクセルであれば一つのシート）にして、分かりやすい形にしておいて下さい。
- ・印刷製品の各構成資材がグリーン基準に適合していることを、各認定工場は十分に把握し、各構成資材のグリーン基準適合性が明確になるよう一覧表にするなどして、管理を行って下さい。
- ・増刷分については、版の変更の有無にかかわらず、新たな印刷製品として同様の管理を行って下さい。
- ・本管理の対象となる印刷製品は、主管工場として取り扱ったものに限り、主管工場でなかった分の印刷製品については、本管理に含めないようお願いいたします。
- ・様式1によるGPマーク表示印刷製品の情報管理は、製品納品後3年間となっています。

(2) 様式2による報告について

- ・主管工場としてGPマークを表示した印刷製品の件数について、様式2に従い、前期分は10月31日までに、後期分は4月30日までにGP認定事務局まで報告して下さい。
- ・該当期間の表示が0件の場合も本報告を提出して下さい。
- ・累計数は、GP認定工場になった当初からの累計をご記入下さい。
- ・増刷分については、版の変更の有無にかかわらず、新たな件数、印刷部数としてカウントして下さい。
- ・本報告の対象となる印刷製品は、主管工場として取り扱ったものに限り、主管工場でなかった分の印刷製品については、本報告に含めないようご注意ください。

5. その他

- ・主材料であっても、少量使用(原則全体重量の5%以下)の場合は、適用外となります。
- ・各種規程、本諸注意等に関し疑問のある場合は、GP認定事務局までご相談下さい。

【GPマーク表示に関するお問合せ先】

グリーンプリンティング認定事務局

電話 03-3553-6123 FAX 03-3553-6079

Eメール gp-nintei@jfpj.or.jp

〒104-0041

東京都中央区新富1-16-8 一般社団法人日本印刷産業連合会

以上